

## 乳価変更には予告必要

農林省通ちょう

乳価の復元問題については種々論議を呼び国会でも取り上げられましたが、このたび、畜産局長が大手4社に問いただした結果について県知事あて通ちょうが出されております。

これによりますと、「生産者は心配することはない」ということです。

第1に、今回の乳価復元措置に伴って、契約内容の変更には1ヵ月前の予告を必要としないという趣旨の主張をしたかのように伝えられていますが、これは4月からの復元措置が過去にさかのぼるものであるので酪農振興法の予告の規定にふれるわけですが、これはとくに例外として、予告なしでも復元が認められるべきであるという趣旨で、将来の乳価の変更を伴う契約内容の変更については、

酪農振興法の規定に従って少なくとも1ヵ月前の予告を必要とすることには何ら変らないといっています。

第2に、今回の復元措置について、一応の期間が定められたことは契約の常例に従ったものであり、また、4月以降の復元が夏期奨励金とされたのは、去年の乳価引下げが奨励金の引下げという形で実行されたので、夏期は季節的に夏期奨励金という形で復元しようとしたものであるといっております。

したがって、期間の定められた契約がなされた場合であっても、10月1日以降自動的に引下げるというのではなく、もし下げる場合には酪農振興法の規定に従って、少なくとも1ヵ月前には予告を要するといっています。